

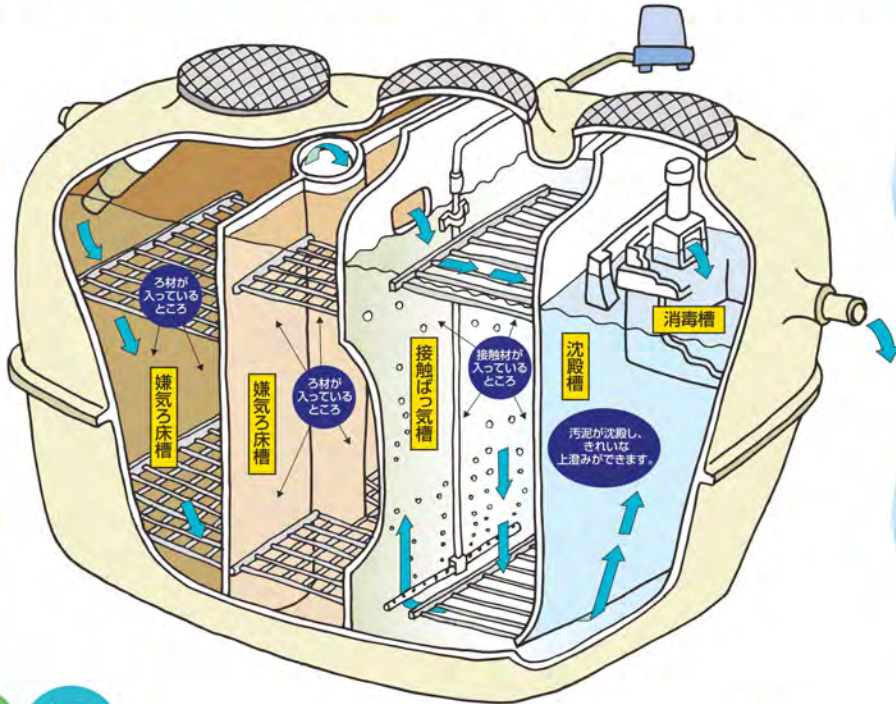
浄化槽を正しく使うための4つのお願い

保守
点検

清掃

法定
検査

正しい
使用



保守点検

いつも汚水が正しく分解処理されるように汚泥（微生物）の管理や槽内の装置・付属機器を点検し、浄化槽を正常な状態で使用するための仕事です。

浄化槽管理士のいる**知事（宮崎市では宮崎市長）の登録を受けた保守点検業者**へ依頼してください。

消毒剤の
点検・補給



汚泥の
調整・移送



機能の
診断



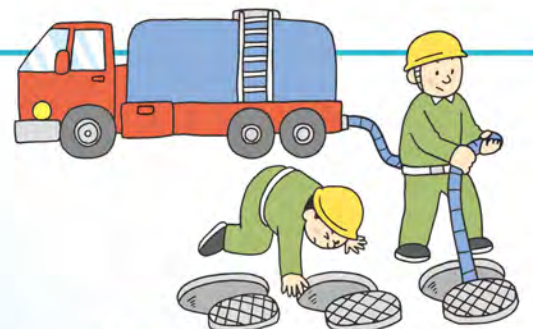
モーター
の点検
(ブロー)



清掃

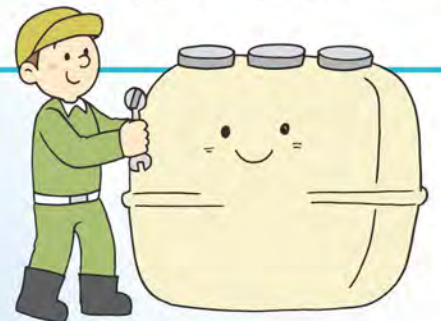
浄化槽内にたまった汚泥等の引出し、調整及び機器類の洗浄、掃除などの作業です。

浄化槽の清掃は
市町村長の許可を受けた清掃業者に依頼して実施してください。



法定検査

法定検査は、自動車の車検に当たるもので保守点検・清掃が適正に行われ、浄化槽が正しく機能しているかどうかを判定するものです。検査は県知事指定の**（公財）宮崎県環境科学協会**（TEL.0985-51-4331）に依頼しましょう。



浄化槽の正しい使い方 日頃の点検が大切です。

トイレを使ったら、きちんと水を流す

途中で詰まるなどして浄化槽の働きが悪くなります。使用の都度、決められた量の水を流しましょう。



トイレットペーパー以外の異物を流さない。

その他の紙や紙おむつ、たばこの吸い殻などは詰まりの原因になります。



台所から天ぷら油は流さない。



使った油は、流しに流さず、ゴミと一緒に出しましょう。なべや皿のひどい汚れは紙で拭いてから洗いましょう。



マンホールの上に物を置かない。蓋はいつも閉めておく。

浄化槽の破損や点検時の障害になります。



台所から野菜くずなどを、できるだけ流さないようにする。

三角コーナーには細かいネットをかぶせましょう。浄化槽には食べ残しや油を処理する装置はありません。



浄化槽の電源は切らない。通気口や送風機の空気取入れ口はふさがない。



電源を切ると微生物が死んで処理ができなくなります。

便器の掃除には、微生物に影響するような薬剤を使用しない。

掃除などで、劇薬を使うと微生物が弱ったり、死んだりして浄化槽が正常に機能しなくなります。



浄化槽が正常に機能しているか年1回の法定検査を受けましょう。



浄化槽についてのお問い合わせは、一般社団法人宮崎県浄化槽協会・最寄りの保健所・市町村役場へ

一般社団法人宮崎県浄化槽協会

〒880-0805 宮崎市橘通東二丁目7番18号 ☎0985-24-5103

法定検査についてのお問い合わせは、

公益財団法人宮崎県環境科学協会

〒880-0911 宮崎市大字田吉6258番地20 ☎0985-51-4331

県・市町村では浄化槽の設置を応援（補助金）しています。